

## 在宅医療で薬剤師ができること

在宅医療という言葉は皆さんも耳にしたことがあると思います。在宅医療とは、病院に入院することなく自宅にいながら行う医療のことです。これは患者さんが通院困難な場合や、容態により自宅での療養を望む場合に行われます。医師をはじめ、歯科医師、訪問看護師、薬剤師、理学療法士、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど多くの方々が連携して定期的に患者さんのご自宅などを訪問し、治療やケアを行っていく医療です。

では、薬剤師が在宅医療で何ができるのかでしょうか。医師の指示のもと、お薬を作り、ご自宅にお薬をお届けします。そこでお薬の説明、お薬が正しく管理されているか、しっかりと飲んでいるかの確認などをさせていただきます。「薬を配達してくれて、家で薬の説明してくれるだけね」という声があるかもしれませんが、実はそれだけではないのです。実際に配達、薬の説明以外でどんなことをしているのか、簡単になりますが実際に在宅での出来事をお話させていただきます。



80代のAさんは喘息の持病があり在宅医療を受けていました。吸入薬が2種類、発作用の吸入薬と定期で使用する吸入薬が処方されていました。いつも発作用の薬が処方され、お宅に訪問すると何か所にも置いてありました。心配だからいろんなところに置いているのかなと思っていましたが、ある時、訪問時に発作が起きました。発作用の薬を吸入しながら「これを使うとすぐ楽になるのよ」とお話しされました。もしかしてと思い、吸入薬についてじっくりとお話をしました。「定期の薬はすぐに楽にならないから、発作用の薬を使うのよ」とAさん。

気持ちはよくわかります。苦しいときは、すぐに楽になる薬を使いたくなります。ですが、定期的には使用する薬でしっかり治療をしていかななくては喘息の発作は起きやすくなってしまいます。Aさんにはお薬の詳しい説明が必要であると思い、定期で使用する薬の効果を説明しました。その後、Aさんはお薬の必要性を理解してくれて、発作が起きる確率がかなり減りました。

70代のBさんは車いす生活です。便通の管理がうまくいかず苦労されていました。実は便秘になりやすい痛み止めを長い間服用していたのです。痛風発作が起きた時に痛み止めを飲み始めてから続けていたのだそうです。そのとき痛みは出ていないとのことだったので、医師に連絡し、少しずつ痛み止めを減らし、最終的に痛み止めは飲まなくてもよいことになりました。便通に関してはこの痛み止めを中止したことで管理しやすくなり、医師や看護師とも連携を取りつつ、その後別の薬剤に変更してみるなどにより、ご自身で調節できるようになりました。

薬剤師が在宅医療に参加するようになったのは最近のことです。ここで紹介したお話はほんの一例になります。患者さんと薬剤師のドラマはもっとたくさんあります。在宅で医療を受けている方で薬剤師の訪問に少しでも気になる方がいれば遠慮なさらず、お近くの薬局に相談してみてください。

